

平成28年8月31日招集

茂原市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成28年9月9日（金）午前10時00分開議

第1 認定案第1号から第7号並びに
議案第1号から第9号までの
質疑後委員会付託

第2 休会の件

茂原市議会定例会会議録（第4号）

平成28年9月9日（金）午前10時00分 開議

○副議長（ますだよしお君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
現在の出席議員は23名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議 事 日 程

○副議長（ますだよしお君） 本日の議事日程はお手元に配付してありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

認定案第1号から第7号並びに

議案第1号から第9号までの質疑後委員会付託

○副議長（ますだよしお君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「認定案第1号から第7号並びに議案第1号から第9号までの質疑後委員会付託」を議題とします。

これより質疑に入ります。

最初に、認定案第1号「平成27年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」であります
が、本案については、議会運営委員会の協議に基づき決算審査特別委員会を設置し、その席で
細部について審査を願うこととし、本議場においては、市長の政治姿勢等に係る大綱のみにつ
いて質疑を願うこととしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（ますだよしお君） 御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定
しました。

それでは、最初に認定案第1号「平成27年度茂原市一般会計歳入歳出決算認定について」大
綱的な質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に認定案第2号「平成27年度茂原市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算
認定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に認定案第3号「平成27年度茂原市特別会計下水道事業費歳入歳出決算認定に

ついて」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に認定案第4号「平成27年度茂原市特別会計農業集落排水事業費歳入歳出決算認定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に認定案第5号「平成27年度茂原市特別会計駐車場事業費歳入歳出決算認定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に認定案第6号「平成27年度茂原市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算認定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に認定案第7号「平成27年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算認定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第1号「平成28年度茂原市一般会計補正予算（第2号）」について質疑を許します。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 10ページ、2款総務費、1項総務管理費、3目人事管理費で、労働安全衛生事業についてお伺いをいたします。労働安全衛生事業の中で、健康診断の委託料を増額補正するという内容ですが、今までの職員の健康診断をどのような内容に変更するのか、また、変更しようとする趣旨、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○副議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。総務部次長 岩瀬裕之君。

○総務部次長（岩瀬裕之君） 変更の内容につきましては、35歳から39歳の健診項目を増やすこと、体重、血圧、腹囲などの検査項目を今まで職員が測定していたものを業者委託にすること、今まで5月と10月の2回実施していたものを10月1回の健診で特定健診の項目を満たせるようにすること、その10月の健診日を2日から3日に増やすこととあります。

趣旨ということですが、この変更によりまして、若年層に手厚い健康診断にすること、プライバシーへの配慮、受診時間の軽減と受診日の選択を増やすことが可能となり、受診率の向上が図られるものと考えております。

なお、この変更にかかる経費につきましては、共済組合からの助成金で対応しようとするものです。以上です。

○副議長（ますだよしお君） 再質問ありますか。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 職員の皆さんは住民サービスの担い手であると、そのためには健康であることが大変必要だと思うんです。それには、まず健康診断を受診することから始まると思います。住民の健康診断もそうですが、受診率を上げたいといってもなかなか上がらない。そういう点では、まず職員の皆さんから受診率を上げて、健康に当然なっただきたいということなんですけれども、現在の受診率と今後期待する受診率、ここら辺のところをお伺いしたいと思います。

○副議長（ますだよしお君） 答弁を求めます。総務部次長 岩瀬裕之君。

○総務部次長（岩瀬裕之君） まず、平成27年の定期健康診断の受診率ですけれども、62.5%となっております。それに自ら人間ドックを受診した職員を含めると74.4%となります。今年度につきましては、昨年度より10%程度の受診率向上を目指しております。以上です。

○副議長（ますだよしお君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 住民サービス向上のためには、やはり職員の健康保持は大変重要だと思っております。そのためにまず必要なことは、健康診断です。受診環境を整備して、できれば全職員の皆さんが受診できるような体制づくりの強化を今後もお願いしたいと思っております。これは要望です。

○副議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第2号「平成28年度茂原市特別会計下水道事業費補正予算（第1号）」について質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第3号「茂原市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第4号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。竹本正明議員。

○22番（竹本正明君） 確認申請等についての手数料の変更、これはわかります。その中で、勉強させてもらいたいというのが幾つかありますのでお尋ね申し上げたいと思います。低炭素建築物という項目、モデル建物法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、こういうのがあるわけですけれども、今回の改正については、建築物のエネルギー消費性能向上に関

する法律が制定されたり、国のほうで基準が変わったということで、この条例に追加しようということだと思うんですが、この建物についてはどういうものが対象になるのか、その辺を勉強させていただきたいと思います。

○副議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。都市建設部次長 正林正任君。

○都市建設部次長（正林正任君） エネルギー消費性能が向上した建築物と申しますのは、エネルギー消費におきまして二酸化炭素等の排出抑制に資する建築物でございます、エネルギー使用の効率性能が非常に高い建築物でございます。いわゆる省エネ住宅ということでございます。以上でございます。

○副議長（ますだよしお君） 再質問ありますか。竹本正明議員。

○22番（竹本正明君） エネルギー消費性能が高い建物というのは、どういうものを指しているか、具体的に教えてくれませんか。

○副議長（ますだよしお君） 都市建設部次長 正林正任君。

○都市建設部次長（正林正任君） 今もちょっとお話させていただきましたけれども、二酸化炭素の排出抑制に資する建築物でございます。いわゆる省エネ住宅と言われるものでございます。

○副議長（ますだよしお君） 竹本正明議員。

○22番（竹本正明君） 省エネ住宅というのは、例えば鉄筋コンクリート製だとか、どういうものを対象にしているのかわからないんですけれども、その辺、どういう建物ですか。

○副議長（ますだよしお君） 都市建設部次長 正林正任君。

○都市建設部次長（正林正任君） 今回は建物の種類は問わないんですけれども、今、社会情勢の変化によりまして各建築物のエネルギー消費量が非常に高くなっておりますけれども、例えば暖房性能とか冷房性能においてエネルギー消費量を低く抑える建築物ということでございます。

○副議長（ますだよしお君） 竹本正明議員。

○22番（竹本正明君） 後でゆっくり教えてもらいたいと思いますけれども、なぜ質問したかという、私もわからないんですけれども、ほかの方たちもわからないのではないかなという思いで、勉強させてもらうという意味でやったんですが、わかりません。モデル建物法というのは、どういうことを指しているんですか。

○副議長（ますだよしお君） 都市建設部次長 正林正任君。

○都市建設部次長（正林正任君） モデル建物法と申しますのは、エネルギー消費性能の計算

方法のことをございまして、従来複雑な計算によりましてエネルギー消費性能を計算しておりましたけれども、それを比較的簡単に計算する方法をございまして、それがモデル建物法というものでございます。

○副議長（ますだよしお君） 竹本正明議員。

○22番（竹本正明君） 国のほうでモデル建物法というものをつくって、その中にこの数値が入れられてあって、その数値にのっとって審査して手数料をとるということだろうと思うんですけども、そのモデル建物法というのは、その内容がよくわからないんです。モデル建物法というのがあるんだよと書いてあるわけですよね。この辺、わかりませんか。

○副議長（ますだよしお君） 都市建設部次長 正林正任君。

○都市建設部次長（正林正任君） すみません、勉強不足で詳しく認識しておりませんので、調べさせていただきたいと思います。

○副議長（ますだよしお君） 竹本議員に申し上げます。質問回数が3回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○22番（竹本正明君） 後で勉強させてもらいます。終わります。

○副議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第5号「茂原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） この条例改正なんですけど、今、待機児童がたくさん出て、さらに保育所の開所ができない、それから保育士も不足して、それも改善できないという中で国が出してきた規制緩和だと思うんですけども、この規制緩和に係る条例、茂原市にとってはどのような影響があるんでしょうか。

○副議長（ますだよしお君） 福祉部次長 板倉正樹君。

○福祉部次長（板倉正樹君） 本市での対象となる施設としては、小規模保育事業所はぐくみというのがあります。この職員ですが、全て保育士で運営されておりますので、現時点で影響するところはないと思います。

○副議長（ますだよしお君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 今、茂原市でやっている事業所は保育士が全て請け負っているの、そういう心配はないというような答弁でしたけれども、とはいえ、条例化されたということは、今やっていませんよ、やりませんよといっても、条例にそう載っていれば、いずれはそういう

方向にもいくという可能性は大いにあると思うんです。きちんと資格のある保育士さんを配置する。ところが、この条例を見ますと、きちんとした保育資格を持っていなくてもある程度の研修をすればやれる、また、小学校の教諭、幼稚園の教諭、養護学級の教諭、こういう方も保育士としてやれるような形になってしまう。そういった方向で、どんどん規制緩和したような条例をつくって本当に大丈夫なのか、ここら辺をすごく懸念するんですが、子供の保育の質、そして安全が担保できるんでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

○副議長（ますだよしお君） 福祉部次長 板倉正樹君。

○福祉部次長（板倉正樹君） このはぐくみにつきましては、市が認可している施設になります。市といたしましては、保育の質が低下することのないよう、毎年、指導・監督を行っており、今後も継続してまいります。

○副議長（ますだよしお君） 平ゆき子議員。

○5番（平ゆき子君） 質が保てると、きちんと監督もしますよというんでしたら、国はこの条例化をするかどうか、また市独自の上乗せをするかどうか、このことについては全て都道府県、そして市町村に任せると明言しているんですが、であれば、これをわざわざ条例化する必要があるんでしょうか。もしやるとしたら、きちんと茂原市独自の上乗せをするとか、そうすべきではないでしょうか。国がやるのをそのまま丸写しでやるというのではなく、茂原市ではそういう保育を守るんだという姿勢があるのでしたら、これをわざわざ条例化する必要はないのではないかと私は思うんですが、その点、お伺いいたします。

○副議長（ますだよしお君） 福祉部次長 板倉正樹君。

○福祉部次長（板倉正樹君） 今回の改正は、国の省令に基づき条例を定めているところであり、改正するものですが、運用につきましては、現行の保育士による保育体制を維持していきたいと考えております。

○副議長（ますだよしお君） 他にありませんか。竹本正明議員。

○22番（竹本正明君） これも勉強させてもらいたいと思って質問するんですが、条例の附則に追加するのが6、7、8、9項ということで4項目が追加されてきているんですけども、その中の理解できるところは、茂原市は足りているだろうと思いますけれども、国全体で保育士が足りない、待機児童が多いとかいろいろな問題の中で保育士の定数を緩和しようという意味もあると思うんですね。幼稚園教諭とか、こういう人以外にも、小学校教諭や養護教諭の免許を持っている人たちも保育士として数えられますよということだと思うんですね。これは理解するんですけども、その中で知りたいのは、家庭的保育事業と条文にはあるわけです。こ

の家庭的保育事業というのは、茂原市に存在するのか。また、小規模保育事業も条例の中でA、B、C型があるんだと。これは察するに、人数というよりも建物に関係しているんだと思うんですけども、この辺を教えていただきたい。

それと、居宅訪問型保育事業というのも条例には載っているんですが、これは茂原市で今あるのかということを知りたいと思います。

○副議長（ますだよしお君） 当局の答弁を求めます。福祉部次長 板倉正樹君。

○福祉部次長（板倉正樹君） 家庭的保育事業というのですが、これは預かる方の居宅において、5人以下の、ゼロ歳から2歳のお子さんを保育するというものです。この事業については、茂原市内では現在ありません。

次に、小規模保育事業ですが、A型というものは、定員としては6人から19人、職員としては、保育士が当たるということになります。B型については、定員は6人から19人ということでA型と変わらないんですが、その対応職員としては、保育士が半分以上いなければいけないというところで資格者の緩和があります。C型というものは、定員が6人から10人と少し小規模になるものです。職員については、家庭的保育者であるとか補助者ということで資格要件が大分緩和されるような形になります。現在のところ、小規模保育事業ではA型が、市内にはぐくみが1カ所あります。

次に、居宅訪問型保育事業ですが、これは保育を必要とするお子さんの自宅に保育者が訪問して保育を行うという事業です。この事業についても、今時点では茂原市にはありません。以上です。

○副議長（ますだよしお君） 竹本正明議員。

○22番（竹本正明君） わかりました。その中でもう1点ですが、茂原市に保育園が幾つかありますよね。これは大規模保育というような形になるんですか。例えば高師保育園とか、いろいろありますね。これはどういう種類に入るんですか。

○副議長（ますだよしお君） 福祉部次長 板倉正樹君。

○福祉部次長（板倉正樹君） 一般的に保育園ということで、特に大規模であるとか、そういう区分的な名称はつかないところです。

○副議長（ますだよしお君） 他にありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、次に議案第6号「茂原市中小企業融資等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第7号「茂原市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第8号「教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、次に議案第9号「財産の取得について」質疑を許します。ありませんか。

(「なし」との声あり)

なければ、質疑を終結します。

ここでお諮りします。ただいま議題となっております認定案第1号については、12人の委員により構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。したがって、そのように決定しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長から指名します。その氏名を事務局長に朗読させます。

○事務局長(三橋勝美君) それでは、申し上げます。1番飯尾 暁議員、2番向後研二議員、3番杉浦康一議員、4番はつたに幸一議員、8番山田広宣議員、10番前田正志議員、11番金坂道人議員、13番中山和夫議員、14番細谷菜穂子議員、19番深山和夫議員、22番竹本正明議員、23番常泉健一議員。以上でございます。

○副議長(ますだよしお君) 以上の12人を決算審査特別委員会委員に指名します。

続いてお諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、人事案件のため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。したがって、議案第8号については、委員会付託を省略することと決定しました。

なお、その他の議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各所管委員会にその

審査を付託します。

お諮りします。ただいま付託しました議案のうち、認定案第2号から第7号については、議会運営委員会の協議に基づき、各所管委員会における閉会中の継続審査に付したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。したがいまして、認定案第2号から第7号については、閉会中の継続審査に付することと決定しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

休 会 の 件

○副議長(ますだよしお君) 次に、議事日程第2「休会の件」を議題とします。

お諮りします。明10日から14日までは報告書作成等のため休会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(ますだよしお君) 御異議ないものと認めます。したがいまして、そのように決定しました。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

次の本会議は15日午後1時から開き、議案並びに陳情の総括審議を行います。

本日は以上で散会します。御苦労さまでした。

午前10時27分 散会

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 認定案第1号から第7号並びに議案第1号から第9号までの質疑後委員会付託
2. 休会の件

○出席議員

副議長 ますだ よしお 君

1番	飯尾 暁 君	2番	向後 研二 君
3番	杉浦 康一 君	4番	はつたに 幸一 君
5番	平 ゆき子 君	6番	小久保 ともこ 君
7番	田畑 毅 君	8番	山田 広宣 君
9番	佐藤 栄作 君	10番	前田 正志 君
11番	金坂 道人 君	12番	山田 きよし 君
13番	中山 和夫 君	14番	細谷 菜穂子 君
15番	森川 雅之 君	16番	鈴木 敏文 君
18番	腰川 日出夫 君	20番	三橋 弘明 君
21番	初谷 智津枝 君	22番	竹本 正明 君
23番	常泉 健一 君	24番	市原 健二 君

☆

☆

○欠席議員

19番 深山 和夫 君

☆

☆

○出席説明員

市長	田中豊彦君	副市長	永長徹君
教育長	内田達也君	総務部長	豊田正斗君
企画財政部長	十枝秀文君	市民部長	野島宏君
福祉部長	鶴岡一宏君	経済環境部長	山本丈彦君
都市建設部長	石和田久幸君	教育部長	中村光一君
総務部次長 (総務課長事務取扱)	岩瀬裕之君	企画財政部次長 (企画政策課長事務取扱)	山田隆二君
企画財政部次長 (市民税課長事務取扱)	大森茂雄君	市民部次長 (生活課長事務取扱)	岡本弘明君
福祉部次長 (子育て支援課長事務取扱)	板倉正樹君	経済環境部次長 (農政課長事務取扱)	木島明良君
都市建設部次長 (土木建設課長事務取扱)	大橋一夫君	都市建設部次長 (都市整備課長事務取扱)	正林正任君
教育部次長 (体育課長事務取扱)	豊田実君	職員課長	鈴木祐一君
財政課長	斎藤洋士君		

☆

☆

○出席事務局職員

事務局長	三橋勝美
局長補佐	中田喜一郎
庶務係長	田中秀一